

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービス，その他技術的サービス（建築工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお，本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申し合わせ）記4に定める調達の対象外です。

本業務に係る落札及び契約の締結は，当該業務に係る必要な予算が講じられることを条件とするものです。

平成30年4月24日

国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路

1 業務概要

- (1) 業務名 山梨大学（下河東）実習棟改修その他建築設計業務
- (2) 業務内容 下河東団地内の実習棟（約3,200㎡）改修における建築設計業務
- (3) 履行期限 平成30年12月7日（金）まで。
- (4) 本業務は，「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき，温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め，技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格，選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
 - ① 文部科学省における平成29・30年度の設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ② 不正又は不誠実な行がないこと。
 - ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ④ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - ⑤ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに，文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑥ 警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして，文部科学省発注工事等からの排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数，技術力，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
 - ② 業務の実施方針
業務内容の理解度，実施方針の妥当性，実施手法の妥当性，工程計画の妥当性，技術者配置計画の妥当性
 - ③ 技術提案書の提出者の能力
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
 - ④ 課題についての提案
提案の的確性，提案の実現性

3 手続等

- (1) 担当部局
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ
電話 055-273-9316 FAX 055-273-6799
- (2) 説明書の交付期間，交付場所及び交付方法
平成30年4月24日（火）から平成30年5月11日（金）まで。
関係資料（様式）等は原則として本学施設・環境部HP
http://www.yamanashi.ac.jp/modules/shisetsu_kankyo/（山梨大学施設・環境部HP→入札情報）からダウンロードすること。
- (3) 参加表明書の提出期限，場所及び方法
平成30年5月11日（金）17時00分までの土曜日，日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記（1）に持参もしくは郵送すること。
- (4) 技術提案書の提出期限，場所及び方法
平成30年5月28日（月）17時00分までの土曜日，日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記（1）に持参もしくは郵送すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。
ただし，有価証券等の提供又は銀行，本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお，これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。
また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 上記2(2)①に掲げる参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、上記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。

説 明 書

山梨大学（下河東）実習棟改修その他建築設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申し合わせ）記4に定める調達の対象外である。

1 公 示 日 平成29年4月24日

2 発 注 者 国立大学法人山梨大学 学長 島田 眞路

3 担 当 部 局 〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ
電 話 055-273-9316
FAX 055-273-6799

4 業 務 概 要

- (1) 業 務 名 山梨大学（下河東）実習棟改修その他建築設計業務
- (2) 業 務 内 容 下河東団地内の実習棟（約3,200㎡）改修における建築設計業務
- (3) 履 行 期 限 平成30年12月7日（金）まで。
- (4) 業務の詳細説明 別紙の「現場説明書」及び「特記仕様書・図面」のとおり
- (5) そ の 他

本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関する全ての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第5条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における平成29・30年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参

加資格者の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 経営状況が健全であること。
- (5) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (8) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは10分の6.5】
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは10分の3.5】
技術者数，技術力，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは10分の1.3】
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針【審査のウェイトは10分の3】
業務内容の理解度，実施方針の妥当性，実施手法の妥当性，工程計画の妥当性，技術者配置計画の妥当性
- (3) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは10分の0.7】
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- (4) 課題についての提案【審査のウェイトは10分の5】
提案の的確性，提案の実現性の観点から評価する。
ただし，本件業務で求める課題は次のとおりとする。

・省資源・省エネルギーの建物に再生するための建築的な工夫などの環境配慮型施設の提案

・建物の長寿命化に配慮した改修工法及び材料等選定について改修計画の提案

1 0 公示の写し 別紙のとおり

1 1 契約書作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。

1 2 支払条件 業務委託料は、請求に基づき2回に支払う。

1 3 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 平成30年5月11(金)17時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで

② 提出場所 記3に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

④ 提出部数 参加表明書1部、技術資料7部
(文部科学省における設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請書類受領書のコピー1枚を含む。)

1 4 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。

(3) (2)の選定の結果は、平成30年5月21日(月)までに書面により通知する。”

1 5 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法、

① 提出期限 平成30年5月30日(水)17時00分 ただし、土曜、日曜及び祝日は受付けない。

- ② 提出場所 記3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 平成30年6月8日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。
- 1.6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
- (1) 記1.4(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 平成30年5月28日(月)17時00分
 - ② 提出場所 記3に同じ。
 - ③ 提出方法 参加表明書1部。技術資料7部。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。
- 1.7 技術提案書の特定
- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記1.6(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
- なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、平成30年6月5日(火)までに書面により通知する。
- 1.8 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等
- (1) 技術提案書が特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法、
- ① 提出期限 平成30年6月14日(木)17時00分 ただし、土曜、日曜及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 平成30年6月25日(月)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1 9 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法、
 - ① 提出期限 平成30年5月11日(金)17時00分 ただし、土曜、日曜及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)し、併せて施設・環境部施設企画課総務グループのメールアドレス(sksoumu-tr@yamanashi.ac.jp)にデータを送付すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 平成30年5月21日(月)
 - ② 質問回答書を山梨大学HPに掲載。
<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3430>
(山梨大学HP→企業・研究者の方→入札情報)

2 0 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙3の「参加表明書作成要領」又は別紙4の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服があるものは、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。
- (15) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。”

(案)
設計業務委託契約書

設計業務名 山梨大学（下河東）実習棟改修その他建築設計業務

委託報酬の額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託報酬の額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人山梨大学長 島田 眞路 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に従い、設計を完了するものとする。

第2条 設計業務は、受任者の所在地において実施する

第3条 設計業務の着手時期は、平成 年 月 日【契約日の翌日】とする。

第4条 設計業務の完了期限は、平成30年12月7日とする。

第5条 設計業務完了通知書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第6条 委託報酬は、2回に支払うものとする。

第7条 請負代金は、金 円【請負代金額の10分の3】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月25日までにするものとする。

第8条 委託報酬の請求書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第9条 契約保証金は納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。契約保証金の額 金 円【契約金額の百分の十】。なお、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託報酬の額（本契約締結後、委託報酬の額に変更があった場合には、変更後の委託報酬の額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置又は第50条第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令又は第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りではない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第11条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、文部科学省が定めた設計業務委託契約要項を準用するものとする。

第13条 別記の設計業務委託契約要項第39条を次のとおり読み替えるものとする。

第39条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第39条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

第 1 4 条 別記の設計業務委託契約要項第 4 0 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 3 9 条」に読

み替えるものとする。

第 1 5 条 別記の設計業務委託契約要項第 4 3 条第 1 項及び第 3 項中「第 3 9 条第 1 項」を「第 3 9 条又は第 3 9 条の 2 第 2 項」に読み替え、同条第 5 項中「第 3 9 条」の下に「又は第 3 9 条の 2 第 2 項」を加えるものとする。

第 1 6 条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第 1 7 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、山梨大学所在地を管轄とする甲府地方裁判所とする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目 4 - 3 7
国立大学法人山梨大学長

島田 眞路

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて全てA4判縦とする。
- (2) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する主要業務、同種業務及び類似業務は、平成15年度以降に完成・引渡が完了した改修又は新営（改築を含む）の建築物の設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。
 - ① 主要業務とは、設計事務所、総括技術者又は主任技術者が担当した主な業務をいう。
 - ② 同種業務とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で2階以上かつ延べ面積1,600㎡以上の理・工・医学の実験室・実習室を含む大学又は研究施設で改修又は新営（改築を含む）に伴う基本設計及び実施設計業務をいう。
 - ③ 類似業務とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で2階以上かつ延べ面積1,600㎡以上の上記以外の大学又は研究施設で改修又は新営（改築を含む）に伴う基本設計及び実施設計業務をいう。
- (4) 本業務は、総括技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
- (5) 総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属するものであること。
- (6) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。
- (7) 参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請を行った際に交付されている「平成29・30年度設計・コンサルティング業者登録申請書類受領書」の写しをそれぞれ1枚添付すること。
- (8) 参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを1枚添付すること。

2 総括技術者の資格及び実績（様式1）

- (1) 「1 資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」を優先して、このうちいずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。
- (2) 「2 主要業務実績」は、平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した業務を1件記入すること。
- (3) 「3 同種・類似業務実績」は、平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した同種業務又は類似業務を記載すること。記載する件数は3件とするが、この際、同種・類似業務及び単体又はJV受注業務の実

績を優先するものとし、同種・類似業務の実績が3件に満たない場合は、実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して、後は空欄とする。

- (4) 「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (5) 「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。

3 総括技術者の主要業務の実績（様式2）

- (1) 総括技術者の資格及び実績（様式1）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 総括技術者の主要業務の実績（様式2）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。
- (3) 設計事務所の主要業務の実績（様式8）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

4 総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式3）

- (1) 総括技術者の資格及び実績（様式1）に記入した同種・類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式3）には、外観写真1点及び内部写真1点を貼付するとともに、代表階の平面図（縮尺任意）1点を添付すること。

5 主任技術者の資格及び実績（様式4）

- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式4）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「1 資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を、建築については「一級建築士」を優先して記入すること。
- (3) 「2 主要業務実績」は、平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した業務を1件記入すること。
- (4) 「3 同種・類似業務実績」は、平成15年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入すること。記載する件数は3件とするが、この際、同種・類似業務の実績が3件に満たない場合は、実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して、後は空欄とする。
- (5) さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」または「類似」の別を記入すること。

- (6) 「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
- 6 主任技術者の主要業務の実績（様式5）
- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式4）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 主任技術者の主要業務の実績（様式5）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。
- (3) ただし、設計事務所の主要業務の実績（様式8）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。
- 7 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式6）
- (1) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式6）は、建築（意匠）、建築（構造）、の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「建築担当主任技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式4）に記入した同種又は類似業務中から「同種業務」を優先して1件を選び、各担当分野に関する当該業務の内容、設計コンセプト（ファサードのデザインコンセプトは必須）等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (3) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式6）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。
- (4) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式9）及び総括技術責任者の同種又は類似業務の実績（様式3）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。
- 8 設計事務所の主要業務等の実績等（様式7）
- (1) 「1 技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者」という。）の人数及び資格について記入すること。
なお、協力設計事務所の技術者の人数については、（ ）書き内数で明記すること。又、設計共同体については、設計共同体全体の技術者の人数を記入すること。
複数の資格を有する技術者については、「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士（建設）」を優先していずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。
- (2) 「2 協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。
- (3) 「3 主要業務実績」は、平成15年度以降に完了した業務を1件記入すること。
- (4) 「4 同種・類似業務実績」は、平成15年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単独又はJV受注業務」を優先して記入すること。記載する件数は3件とするが、同種・類似業務の実績が3件に満たない場合は、実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して、後は空欄とする。

- (5) さらに、「4 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (6) 「受注形態」欄は、単独、JV（設計共同体の構成員として受注）、協力（協力者として参加）の別を記入すること。
- (7) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（建築（意匠）、建築（構造）などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。

9 設計事務所の主要業務の実績（様式8）

- (1) 設計事務所の主要業務等の実績（様式7）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 設計事務所の主要業務の実績（様式8）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。

10 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式9）

- (1) 設計事務所の主要業務等の実績（様式7）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式9）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）1点を添付すること。